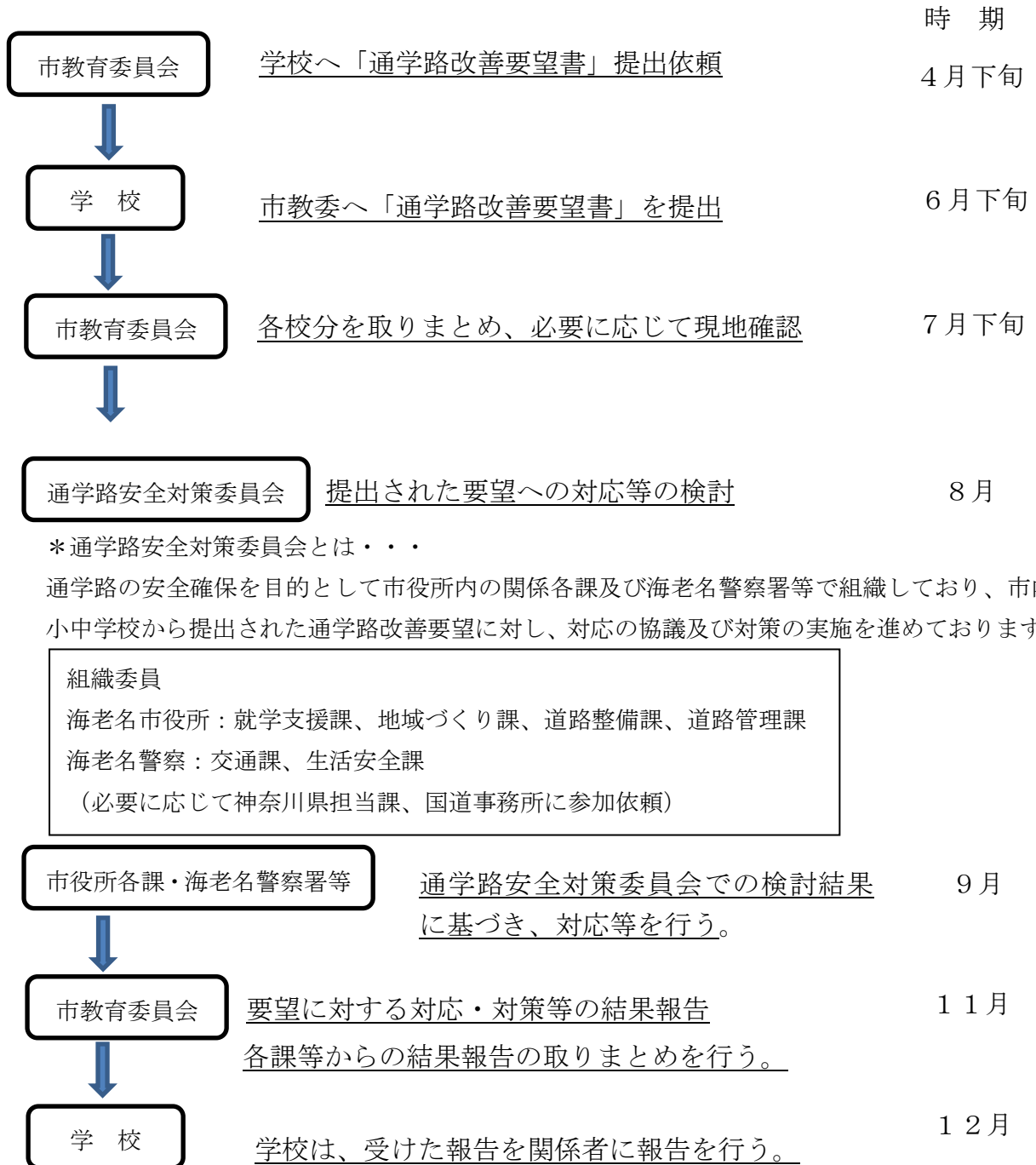


通学路改善要望にかかる手続き方法や留意点等について

(1) 通学路改善要望の基本要領



(2) 通学路安全対策委員会をとおさずに取り扱うことができる要望

ケース１：緊急性のある改善が必要な場合

児童生徒の登下校が困難な場合の緊急対応

(例)

- ・ 信号機の破損や故障（海老名警察）
- ・ 通学路上に倒木（各道路の管理者）
- ・ 電柱が通学路を遮断（状況により市役所担当課・電力会社等民間企業）

①直接所管の担当課へ連絡



②状況の報告を受け各課で協議・検討



③現状を把握した上で対応

ケース２：軽微な改善が必要な場合

児童生徒が、より安全に登下校できるための安全点検・軽微な補修・改修
いずれも市道にかかる部分の補修・修繕に限ります。

(例)

- ・ 白線、路面標示、グリーンベルトなどの再塗装
- ・ 路面(歩道)の補修
- ・ カーブミラー、ガードレール等の補修
- ・ 電柱幕の修繕

①各学校から就学支援課就学支援係に要望書を提出



②就学支援課から関係各課等に連絡、協議



③関係課と学校関係者で対応

ミラーの補修



ガードレールの補修



(3) 通学路安全対策委員会で主に扱う要望

- ・計画的な対応を要する修理や整備
- ・予算計上を行い、大規模な工事が必要な場合

(例)

①通学路安全対策委員会で検討



②通学路等の現状確認、安全点検



③関係各課で補修・整備等計画、予算計上



④施設・設備の設置・補修等

グリーンベルト塗装、再塗装



ポストコーン設置



電柱幕の設置、取り替え



交差点カラー塗装



白線の塗装、再塗装



(4) 道路・信号等にかかる設置基準

◆信号機設置の必要条件(参考：警視庁)

- ① 赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。
- ② 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。
- ③ 1時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として300台以上であること。
- ④ 信号機との距離が原則として150m以上離れていること。
- ⑤ 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。

◆防護柵（ガードレール）設置の必要条件

- ① 歩道が2.0m以上確保できる場合
 - ・車両用防護柵を設置して歩行者の安全確保することが効果的としている。
 - ② 歩道が1.0m以上確保できる場合
 - 車道と歩道の区分がない道路の場合は、路肩を0.5m設けた上で歩道を1.0m以上確保し、「高強度の歩行者自転車用柵」の設置が可能となります。
 - ③ 1.0m以上確保できない場合
 - ・車道の中央線を抹消等、歩道部1.0m以上を確保する必要があります。
 - ・歩道を片側に寄せて設置する方法が考えられます。
 - ・車道を狭くして歩道を確保する方法として一方通行規制があります。
- ※いずれの場合も、警察（公安委員会）との協議が必要になります。

◆横断歩道の設置について

横断歩道は、横断歩行者数や交通量等を総合的に判断し、道路の交通状況に合わせて、歩行者の安全を確保する必要のある場所に公安委員会が設置しています。

◆カーブミラー・道路標識の設置について

カーブミラー、道路照明灯、道路標識等の交通安全施設は、国、県及び市町村などの道路管理者がそれぞれ設置しております。市道のカーブミラーの設置は、自治会からの要望のみとなります。

※詳しくは・・・ここにアクセス

(<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf1017.htm>)

信号機・横断歩道設置に関する権限は警察（公安委員会）になります。神奈川県警察では、道路標識・交通信号機意見箱（標識BOX・信号機BOX）窓口が設置されております。

(5) 用語解説

◆グリーンベルト

グリーンベルトは、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに歩行スペースであることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的としています。

◆ポストコーン

高い視認性でドライバーを誘導。昼間時は視認性に富んだ鮮明なオレンジ色がドライバーを安全に誘導します。素材は、柔軟性と復元力のある特殊ウレタン樹脂を使用し、誤って車両がポストコーンに接触しても復元します。

◆防護柵（ガードレール）

ガードレール等の道路用防護柵の設置の主目的は、進行方向を誤認した車両の路外逸脱防止、車両乗員のけがや車両破損を最小化にとどめるためにあります。また、逸脱した車両による第三者への人的・物的被害の防止や車両の進行方向復元が目的とされています。

◆道路標識

道路の傍らに設置され、利用者に必要な情報を提供する表示板である。日本では、交通事故を未然に防ぐための規制・危険箇所への警戒喚起、または、交通の円滑化などのために、指示・案内を目的に設置されています。

◆電柱幕

電柱幕とは電柱に掲示する看板です。「スピード落とせ」「あぶない、とびだし」等の注意喚起に使われるほか、地域の防犯看板としても活用されます。夜間でも目立つ反射生地を使った電柱幕もあり、自治体の見守り活動に活用されることも増えています。

(6) 各所管

種別	所管	要望事項
国道	国	国道にかかる歩道白線、道路補修、ガードレール等の設置等
県道	神奈川県	県道にかかる〃
市道	海老名市	市道にかかる〃
交通関係	海老名警察署 (海老名市)	道路標識、路面標示(一時停止等の交通標示)、横断歩道、交通規制等

(7) 要望提出の留意事項

◆本要望は、児童生徒の登下校時における安全対策を目的に受付するものです。通学路上に危険箇所がない場合は、要望書は提出不要です。

◆別途、前年度の通学路改善要望対応結果一覧をお送りします。過去にいただいた要望については、受け付けませんので、ご確認いただきますようお願いいたします。

◆児童生徒が通行できず、迂回せざるを得ないような、大至急の対応が必要となる要望（信号機の破損や故障、道路上に倒木がある、電柱が倒れている等、大至急対応しないと人命に関わるような内容の要望）については、教育委員会を通さず直接各担当部署に連絡してください。

◆児童生徒が通行できるが、より安全に登下校ができるための軽微な補修・改修の要望（歩道白線、路面標示、グリーンベルトなどの再塗装、路面（歩道）の補修、道路標識、カーブミラー、ガードレールなどの修繕等の要望）については随時受け付けますので、教育委員会へ要望書を提出してください。ただし、要望内容によっては担当部署で早期の対応ができない場合もあります。

◆通学路安全対策委員会で協議を行うのは交通上の要望（横断歩道の設置、歩道の設置等）のみだけではなく、防犯上の要望（通学路の人気のない場所へのパトロール実施要望等）もお受けしますので、要望として提出してください。

◆民地や私道に対する要望（民地から出ている樹木の剪定、民地の所有物の撤去、私道の補修など）は、通学路安全対策委員会では対応できません。

◆児童生徒の通学に関すること以外の要望は通学路安全対策委員会では対応できません。